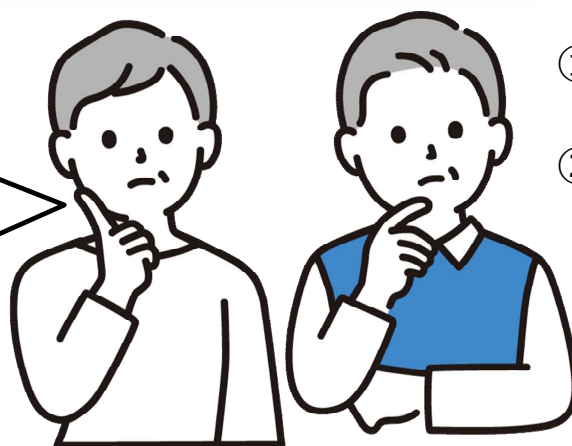


細島地区の接道要件緩和についてのお知らせ

- 接道要件の緩和について -

住宅や建物を建て替えたい
けれど**道路に接していない**
ので建て替えができない
と聞いていましたが？



緩和基準を制定しました！
建築住宅課までご相談ください！

細島地区は、「幅員4m以上の道路に2m以上接する」という、建築基準法の接道要件を満たす敷地が少ないことで、建て替えが進んでいません。

そこで、細島地区については、耐震性能や防火性能の高い住宅の建て替えを促進し、地域の防災力の向上を図るため、**接道要件の緩和基準**を制定しました。

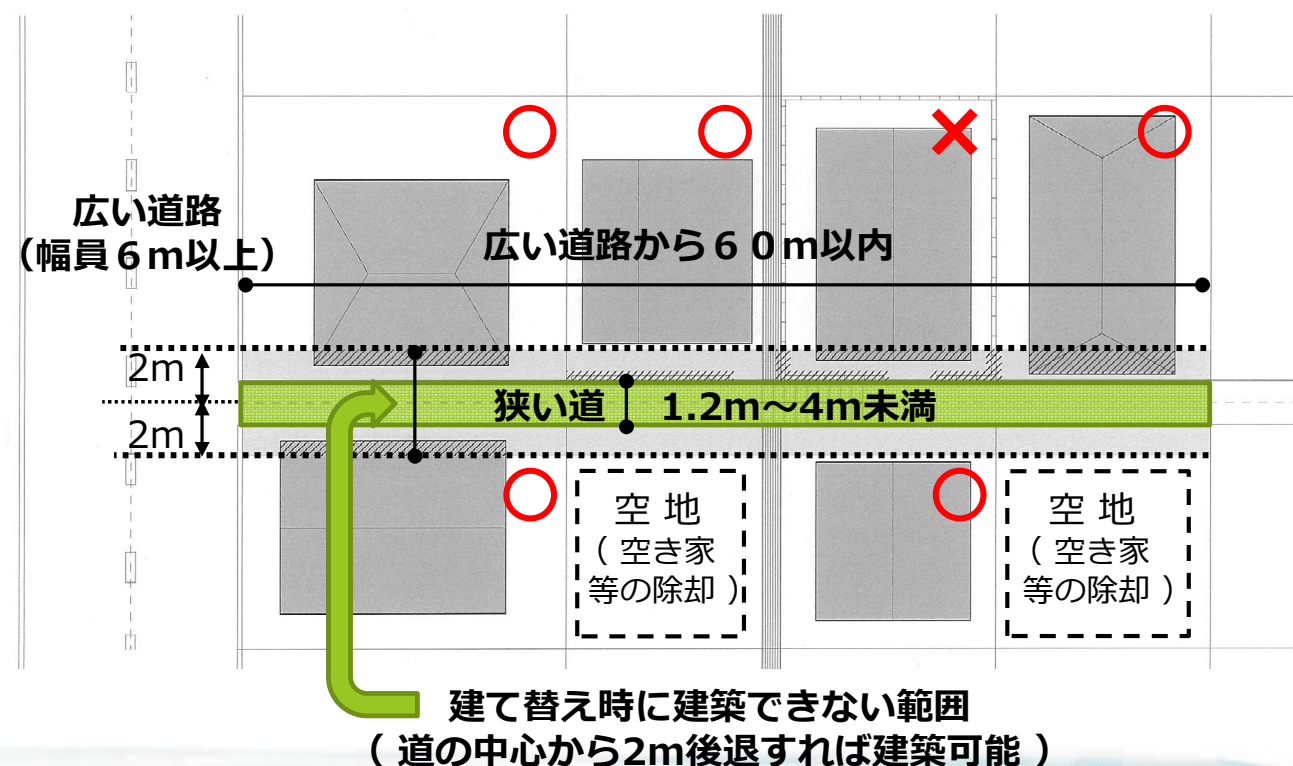
- 緩和基準のイメージ -

以下のいずれかの条件を満たすことで建て替えが可能

- ① 敷地から幅員6m以上の広い道路まで道の中心から2m部分に建物、ブロック塀等がないこと
- ② 道に面した防災上有効な空地が、建設地の周囲にあること（空地所有者の同意が必要）

※ 建て替え時の注意

- ・ 敷地前面の道の中心から2m以内に建物、ブロック塀等を造ることはできません。
- ・ 広い道路から60m以内の敷地に限ります。
- ・ **防火性能がより高い建物**にしなければなりません。



問合せ先：〒883-8555 日向市本町10番5号

日向市 建設部 建築住宅課

電話番号：0982-66-1032 (直通)

裏面もご覧ください！

細島地区の未接道の敷地にある空き家について 一定の要件を満たせば解体費用の一部を補助します！

1. 未接道空き家の除却補助金について

細島地区において、跡地を防災上有効な空地とすることを目的に空き家を除却（解体）する場合、解体費用の一部を補助します。

2. 補助額について

工事費の4／5（上限80万円）



3. 補助の要件について

- ア 居住用の建物で、事前判定の相談時点で空き家であること
- イ 補助対象区域内の建物であること（右図参照）
- ウ 建築基準法上の「道路」に接していないこと
- エ 建築基準法上の「防災上有効な空地」を確保するために除却するもの（幅員1.2m～4.0mの道に接するものに限る）

上記の他にも要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

4. 補助対象区域



※ 本補助金の交付を受けて空き家を除却した跡地については、適正に管理していただく必要があります。

問合せ先：〒883-8555 日向市本町10番5号

日向市 建設部 建築住宅課

電話番号：0982-66-1032（直通）

裏面もご覧ください！